

令和5年6月5日

【議事要旨】第65回人権擁護大会シンポジウム第2分科会現地調査（市川）

千葉県弁護士会京葉支部
弁護士 棗 優 太

標記の件について、議事概要を以下のとおり作成しましたので、ご報告致します。

1 開催日時・場所

開催日時：令和5年5月29日（月）午後4時00分から午後6時00分まで
開催場所：千葉県弁護士会京葉支部会館大会議室

2 出席者

出席者名簿記載のとおり（以下、敬称略・役職略）

3 進行次第

進行次第記載のとおり

4 議事要旨

千葉会会長・同京葉支部長、第2分科会実行委員長より各あいさつの後、以下のとおり、意見交換会を行った。

○ 第2分科会の概要・進捗状況

（齋藤（泰））

- ・決議を採択してもらい、今後の裁判所や行政への働きかけ等の活動に活かせるものにした。そのために内容を検討している。
- ・基調報告書を作成している。地域司法という観点から、裁判所の人的物的設備の充実について、子どもの権利と高齢者の権利等を柱にして構成する予定。
- ・基調講演については、「家庭裁判所物語」（日本評論社）の著者である清永聡さん（NHK記者を経て同解説員）をお願いしている。
- ・当日は是非現地参加をお願いしたい。

○ 千葉家裁市川出張所の現状の説明・質疑応答

(澤田)

- ・資料「7 / 1 1」に沿って説明。
- ・千葉家裁市川出張所の増改築後は、運動はほとんどできておらず、目標も明確には定まっていないのが現状である（増改築前は支部サミットや、コロナ禍前は京葉支部3市の市議会議員との意見交換会を毎年継続してきた）。
- ・同出張所の支部化は未定。
- ・増改築前後の同出張所についての雑感

【増改築前】 待合室が狭いが来庁する当事者が多く座れない。

待合室は、体感で、京葉支部大会議室の4分の1程度。

【増改築後】 事件数が多いことは変わらず、評議待ちの時間が長い。

30分待つことはよくあり、それ以上のことも。

依頼者が待ちきれず、やはり考え直そうかなとなってしまうことも。

支部でないため、例えば離婚訴訟となると本庁（千葉市）管轄。

京葉3市の市民は東京勤務の人が多く、千葉市に行ったことがないという人も多い（東京あるいは市川の裁判所で人事訴訟ができないのかという声も）。

○ 弁護士調停委員からの報告・意見交換会

(徳永)

- ・市川の簡裁・家裁の調停員については、簡裁の民事調停の弁護士調停委員が、ゆくゆく家裁の家事調停委員も兼務するという形が多い。
- ・裁判官について、以前は、1名常勤という話だったが、実は1名が日替わりという状況であった。現在の裁判官は2.5名。
- ・少し前に、裁判官で急遽退職された方がいたため庁内がバタバタしたことがあるが、これは市川固有のものではないと思う。
- ・増改築後、調停室は26室。これが全て埋まるということはないという感覚。当事者同士が顔を合わせるという経験はない。

(大石)

- ・調停委員になって10年。
- ・資料「9 / 1 1」について、物的設備について、増改築前後について補足（増改築前はエレベーターがなかった等）。
- ・印紙の購入場所は、裁判所を出て直ぐの商業施設内にある。
- ・実際の調停では、全調停室を使うことはない。コロナ禍で窓がない部屋は使わないと

というのが家裁の方針。コロナ禍は1日3コマ（午前・午後2回）だったが、今は午前・午後の2コマとなっている。

- ・弁護士調停委員の手持ち件数は常時4件～5件（これ以上は忙しさに難しい）。
- ・調停がWEB化した後のことについては、弁護士調停委員も現時点では情報がない。
- ・現時点では大きく不足しているものがあるとはいえない。個人的には、WEB化に伴う高齢者の方のフォローをどうするか気になっている。
- ・子どもとの関係で補足。調査室は2つある。うち1つは、マジックミラー付きで子供向けおもちゃ等もあり、試行的面会交流ができるようになっている。

（久常）

- ・調停委員は8年目。簡裁の民事調停の調停委員だったが、今年4月から家裁の家事調停員を兼任することになった。家事事件の実際の配転は、同年6月からの予定（配転の打診は既に3件くらい来ている）。
- ・上記2名に補足すると、増改築があり、調停室へ行くまでの通路が入り組んでいるので、●番調停室に行ってくださいと口頭のみでは迷う方がいる。

（菊池）

本庁で調停員をしている。市川出張所との違いについて補足。

（質疑）

Q：試行面会の際、実施時間は融通利くのか（大井）。

※その他複数ご質問いただいたが、メモを取れず。

A：子ども本人の負担を少なくするため、午後3時頃に実施したことがある。

しかし、学校を早退してもらった（大石）。

Q：増改築にあたっての裁判所内の声や検討過程で分かることがあれば教えていただきたい（浜崎）

A：内部事情は分からない。書記官室が広くなった。

増改築前は、調査官の執務スペースもなかったが、それができた（大石聡子会員）。

Q：期日実施の頻度はどの程度か（浦田）。

A：1. 5か月に1回というイメージ。夏休みや年末年始が入ると2か月空くこともある（徳永）。

※離婚調停についても補足あり（南川）。

※佐倉支部の調停との違いについて、補足あり（齋藤（和））。

Q：調停協会の人数はどの程度か（大井）。

A：70名は超えている（齋藤（和）、徳永）。

Q：試行的面会交流についてビデオリンクの有無（大井）。

A：市川出張所にビデオリンクで試行的面会交流ができる設備はない（本庁はある）。マジックミラー付きの施行面会の経験は、市川でもある（大石）。

○ 千葉県弁護士会京葉支部の高齢者委員会の取組・意見交換

（森本）

・資料「4／11」に沿って報告。

（南川）

・上記報告について補足。

京葉3市は、東京のベットタウンである関係で、団塊の世代がマイホームを購入して居住するという方が非常に多い。個人的に心配しているのは、この先、後見関係の件数がどっと増えるのではないかということ。その時に、今の体制で対応できるのかという不安がある（書記官・調査官のマンパワー等）。市民後見人も十分育成できているのか、1件～2件やってお腹いっぱいという方もいらっしゃる印象。家裁と地域の受け皿の事前準備が必要なのではないか。全国的な問題であるが、団塊の京葉3市（市川出張所）は特にその世代の人口が多く居住してる印象。

Q：裁判官・主任書記官がオブザーバー参加する会議体もあるとのことであるが、関与の程度はどのようなものか。また、会議体での議論の中で、裁判所に対して改善等の意見が出ることはあるのか（大井）。

A：各委員が担当で参加しているため、自分が参加していない会議体については分からないが、自分の知っている範囲では、積極的に意見するという事ではない。裁判所に対して具体的な改善意見があるかどうかの点については、出ていないと思う（森本）。

このような会議体は、裁判所以外の担当の方は人が変わらないことが多い。裁判所からも参加いただいて大変ありがたいことであり、かつ、異動もありやむを得ないが、顔が見える関係となったのに、2年ないし3年で移動により別の方になってしまう（南川）。

Q：受理面接までに時間がかかり結局後見等の開始審判も遅くなってしまう等、改善点や要望等はあるか（齋藤（泰））。

A：特に具体的なものがあるわけではないが、たしかに、本人以外の親族に対立がある場合や、鑑定を要する場合等で時間を要することがある（森本、南川）。

Q：受理面接の際に、参与員が担当することはあるか（大井）。

A：参与員という名称かは不明だが、定年となった調停員が、受理面接を担当している
(大石)。

○ その他京葉支部の会員より

以上

第 65 回人権擁護大会シンポジウム第 2 分科会現地調査（市川）

進 行 次 第

と き 令和 5 年 5 月 2 9 日（月）午後 4 時 0 0 分～午後 6 時 0 0 分
と ころ 千葉県弁護士会京葉支部会館

<交流会> 司会：岩 井 浩 志（千葉・京葉）
星 成 葉（千葉・京葉）

1 6 : 0 0 挨拶（各 3 分程度）

千葉県弁護士会会長 菊 地 秀 樹
千葉県弁護士会京葉支部長 大 塚 功
第 65 回人権擁護大会シンポジウム第 2 分科会実行委員長
中 村 隆

1 6 : 1 0 出席者自己紹介（1 0 分程度）

1 6 : 2 0 人権擁護大会第 2 分科会の概要・進捗状況（1 5 分程度）
第 65 回人権擁護大会シンポジウム第 2 分科会事務局長
齋 藤 泰 史

1 6 : 3 5 千葉家裁市川出張所の現状の説明・質疑応答（1 0 分程度）
千葉県弁護士会地域司法推進委員会委員長
澤 田 仁 史

1 6 : 4 5 弁護士調停委員からの報告・意見交換（2 0 分程度）

千葉県弁護士会京葉支部 徳 永 幸 生
同 大 石 聡 子
同 久 常 雅 代

1 7 : 0 5 千葉県弁護士会京葉支部高齢者委員会の取組・意見交換
（2 0 分程度）

千葉県弁護士会京葉支部 森 本 亨

同 南 川 麻由子

17:25 千葉家裁市川出張所を利用する弁護士からの報告・意見交換
(30分程度)

地域司法推進委員会 (齋藤 (和)、澤田など)

千葉県弁護士会京葉支部会員 (中易、青木、村上など)

17:55 閉会の挨拶 (3分)

第65回人権擁護大会シンポジウム第2分科会事務局次長

大 井 基 弘

18:00 意見交換会終了、各自懇親会場へ

<懇親会>

18:10 懇親会 司会 青 木 達 也 (千葉・京葉)
齋 藤 和 紀 (千葉・京葉)

開会の挨拶

平成30年度千葉県弁護士会京葉支部長

大 家 浩 明

乾杯の音頭

裁判官制度改革・地域司法計画推進本部副本部長

齋 藤 和 紀

歓談

各自適宜挨拶

閉会の挨拶

千葉県弁護士会副会長 松 田 和 哲

以上

第65回人権擁護大会シンポジウム第2分科会現地調査（市川）

進 行 次 第

と き 令和5年5月29日（月）午後4時00分～午後6時00分
と ころ 千葉県弁護士会京葉支部会館

<交流会> 司会：岩井浩志（千葉・京葉）
星成葉（千葉・京葉）

16:00 挨拶（各3分程度）
千葉県弁護士会会長 菊地秀樹
千葉県弁護士会京葉支部長 大塚 功
第65回人権擁護大会シンポジウム第2分科会実行委員長
中村 隆

16:10 出席者自己紹介（10分程度）

16:20 人権擁護大会第2分科会の概要・進捗状況（15分程度）
第65回人権擁護大会シンポジウム第2分科会事務局長
齋藤泰史

16:35 千葉家裁市川出張所の現状の説明・質疑応答（10分程度）
千葉県弁護士会地域司法推進委員会委員長
澤田仁史

16:45 弁護士調停委員からの報告・意見交換（20分程度）
千葉県弁護士会京葉支部 徳永幸生
同 大石聡子
同 久常雅代

17:05 千葉県弁護士会京葉支部高齢者委員会の取組・意見交換
（20分程度）
千葉県弁護士会京葉支部 森本 亨

同 南 川 麻由子

17:25 千葉家裁市川出張所を利用する弁護士からの報告・意見交換
(30分程度)

地域司法推進委員会 (齋藤 (和)、澤田など)

千葉県弁護士会京葉支部会員 (中易、青木、村上など)

17:55 閉会の挨拶 (3分)

第65回人権擁護大会シンポジウム第2分科会事務局次長
大 井 基 弘

18:00 意見交換会終了、各自懇親会場へ

<懇親会>

18:10 懇親会 司会 青 木 達 也 (千葉・京葉)
棗 優 太 (千葉・京葉)

開会の挨拶

平成30年度千葉県弁護士会京葉支部長

大 家 浩 明

乾杯の音頭

裁判官制度改革・地域司法計画推進本部副本部長

齋 藤 和 紀

歓談

各自適宜挨拶

閉会の挨拶

千葉県弁護士会副会長 松 田 和 哲

以上

出席者名簿

1. 第65回人権擁護大会シンポジウム第2分科会実行委員会

	氏名	修習期	役職	所属	備考	懇親会
1	中村 隆	40	実行委員長	札幌	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部	○
2	浦田 修志	47	バックアップ委員	神奈川県	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部	○
3	齋藤 泰史	52	事務局長	長野県	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部	○
4	大井 基弘	60	事務局次長	長野県	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部	○
5	岩井 浩志	56	委員	千葉県	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部	○
6	東谷 良子	60	委員	埼玉	両性の平等に関する委員会	○
7	原田 茂喜	61	委員	埼玉	子どもの権利委員会	○

Zoom

1	浜崎 大輔	53	事務局次長	山口県	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部	-
2	宮井 麻由子	63	委員	長野県	長野県弁護士会	-
3	中島 和典	50	委員	釧路	裁判官制度改革・地域司法計画推進本部	-

2. 千葉県弁護士会

	氏名	修習期	役職	所属	備考	懇親会
1	菊池 秀樹	44	会長	本部		○
2	松田 和哲	61	副会長	本部(佐倉)		○
3	大塚 功	54	支部長	京葉	平成26年度千葉県弁護士会副会長	×
4	石川 浩一郎	62	幹事	京葉		×
5	齋藤 和紀	41	会員	本部	令和3年度日弁連副会長 平成24年度千葉県弁護士会会長 裁判官制度改革・地域司法計画推進本部副本部長	○
6	大家 浩明	43	会員	京葉	平成19年度千葉県弁護士会副会長 京葉支部支部長(平成20, 21, 22, 26, 27, 30年度)	○
7	澤田 仁史	54	会員	本部	地域司法推進委員会委員長	○
8	徳永 幸生	56	会員	京葉	平成28年度京葉支部支部長	○
9	大石 聡子	57	会員	京葉	平成30年度千葉県弁護士会副会長	×
10	南川 麻由子	58	会員	京葉		○
11	森本 亨	58	会員	京葉		○
12	中易 憲隆	60	会員	京葉	令和元年度京葉支部支部長	○
13	久常 雅代	60	会員	京葉		×
14	原 崇人	61	会員	松戸	地域司法推進委員会委員	○ (懇親会のみ)
15	村上 朗子	63	会員	京葉		○
16	青木 達也	64	会員	京葉	令和元年度千葉県弁護士会副会長	○
17	桑 優太	68	会員	京葉		○
18	星 成葉	72	会員	京葉		○

懇親会出席 21名

京葉地域における地域連携ネットワーク等の現状

2023.5.29

千葉県弁護士会京葉支部高齢者・障がい者支援センター委員
弁護士 森 本 亨

第1 概要

2016年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見利用促進法）及び国の基本計画等に基づき、千葉家庭裁判所市川出張所管内の3市（市川市、船橋市、浦安市）においても、権利擁護支援・成年後見制度利用促進等に関する基本計画の策定、中核機関設置・地域連携ネットワークの構築、市民後見人養成等、各施策の実施ないしは準備が進められている。

以下、3市の現状と、家庭裁判所及び弁護士会の関わりについて紹介する。

第2 3市の現状等について

1 船橋市（人口：約64万人）

(1) 中核機関

市の直営として地域包括ケア推進課内に設置。

名称：「船橋市権利擁護サポートセンター」

(2) おもな会議体

ア 権利擁護支援等推進協議会（年2回）

市・社協・専門職・学識経験者・社会福祉協議会等が参加する地域連携ネットワーク全体の協議会。

弁護士会京葉支部より委員を派遣しており、千葉家裁本庁及び市川出張所より各主任書記官がオブザーバー参加している。

イ 権利擁護支援定例会議（年4回）

個別の事案に関する権利擁護支援方針の検討、後見等候補者の受任調整等。

専門職の参加が予定されており、弁護士会京葉支部にも派遣要請が予定されている（現状まだ派遣の実績なし）。

ウ 専門職相談（最大年12回）

専門職に対し個別の事案につき助言（弁護士であれば法的課題についての助言）を仰ぐ目的の会議。既存のケース会議への専門職の個別参加の形をとる場合が多い。弁護士会京葉支部より委員を派遣している。

(3) 市民後見人養成等

養成講座を実施、弁護士会京葉支部より講師を派遣している。

障がい分野においては市内 NPO により法人後見が実施されており、受講者について支援員として後見業務に関わることは可能な状況であるが、高齢分野では法人後見の実績・受け皿がなく、現状としては市民の関与が現実的に難しい状況である。

2 市川市（人口：約 49 万人）

(1) 中核機関

市川市と市川市社会福祉協議会が共同で設置、運営。

名称：「市川市後見支援センター」

(2) おもな会議体

ア 地域連携ネットワーク会議（年 1～2 回）

市・社協・専門職・学識経験者・社会福祉協議会等が参加する地域連携ネットワーク全体の協議会（今年度から開始予定）。

弁護士会京葉支部より委員派遣を予定しており、千葉家裁（本庁・出張所）書記官のオブザーバー参加も予定されている。

イ センター運営会議（年 6 回）

中核機関の運営に関する会議。弁護士会京葉支部よりアドバイザーを派遣している。

ウ 専門職ケース検討会議（年 12 回）

専門職のアドバイスを要するケースに関する、権利擁護支援方針の検討、協議。弁護士会京葉支部より委員を派遣している。

エ 受任調整会議（年 12 回）

市長申立を進めるケースに関し、適切な後見人等候補者（専門職団体）、選任後の支援体制等について協議する会議。弁護士会京葉支部より委員を派遣している。

オ 事例検討会議（年 3 回）

おもに市民後見人、法人後見支援員を対象とした事例を通じての研修会。弁護士会京葉支部より講師を派遣している。

(3) 市民後見人養成等

養成講座を実施、弁護士会京葉支部より講師を派遣している。

市社協が法人後見を多数受任しており、養成講座修了者が市社協の支援員として後見業務に関与する形で実績を積み、現在では従前から支援員として支援対象者と関わりのある市民が、市社協との複数選任の形で当該支援対象者の後見人（文字通りの市民後見人）として選任される事案も増えつつある。

3 浦安市（人口：約 17 万人）

(1) 中核機関

浦安市社会福祉協議会において設置・運営。

名称：「うらやす成年後見支援センター」

(2) おもな会議体

ア 高齢者・障がい者権利擁護協議会

市・社協・専門職・学識経験者・社会福祉協議会等が参加する地域連携ネットワーク全体の協議会。弁護士会京葉支部より委員を派遣しており、千葉家裁本庁及び市川出張所より各主任書記官がオブザーバー参加している。

イ 権利擁護サポート会議

個別の事案に関する権利擁護支援方針の検討。

弁護士会京葉支部は浦安社協との間で長年、事例を素材とした勉強会や法律相談などを通じて連携しており、現在でも社協の事業所に毎月1回、市民を対象とした後見等の法律相談に出張している。権利擁護サポート会議はその法律相談の日にあわせて実施されており、出張した弁護士が法律相談実施後に参加している。

ウ 後見支援委員会

市長申立を進めるケースに関し、適切な後見人等候補者（専門職団体）、選任後の支援体制等について協議する会議。弁護士会京葉支部より委員を派遣している。

(3) 市民後見人養成等

養成講座を実施、弁護士会京葉支部より講師を派遣している。

市川市と同様、市社協が法人後見を多数受任しており、養成講座修了者が市社協の支援員として後見業務に関与する形で実績を積み、従前から支援員として支援対象者と関わりのある市民が、市社協との複数選任の形で当該支援対象者の市民後見人として選任される事案も増えつつある。

以上

京葉地域裁判所支部設置運動と「増築」について

令和3年5月26日

京葉地域裁判所支部設置推進本部

本部長代行 越川 新太郎

1 現 状

(1) 京葉地域管内人口（船橋市・市川市・浦安市）

平成24年3月末日 約122万人 cf.松戸地裁管内144万人

平成27年9月末日 約126万人

平成30年4月末日 約129万人

(2) 事件数と裁判官

千葉家裁市川出張所の家事事件の新受件数 ※千葉家裁の回答による。

平成24年 6,445件（家事審判5,229件,家事調停1,216件）

平成26年 7,083件（家事審判5,530件,家事調停1,236件）

平成28年 7,666件（家事審判6,513件,家事調停1,153件）

家事審判・家事調停事件の新受件数は、平成28年度で4年前（平成24年度）との比較で約18.9%の増加となっている。

ア 新受事件と処理

計算上は、千葉家裁市川出張所で執務をされている日数を1ヶ月あたり20日とすると、家事事件数では毎日32件の新件が係属している。

その内、離婚や遺産分割などの家事調停は、年間1,150件、月95件、毎日4～5件の新件が係属されていることになる。

平成28年の千葉家裁市川出張所の家事事件の新受件数は、水戸・宇都宮・前橋・静岡・甲府・長野・新潟の各家裁本庁の家事事件の新受件数を超えている。

イ 裁判官の推移

従前、裁判官が「常勤」してしなかった。日替わり填補であった。

平成26年3月時点で1名の裁判官が週4日職務をしている（「常駐化」に近づいている。午前7時から午後11時まで執務しているとの噂があった）。填補で兼務であった。

平成26年7月から、2名の裁判官が「常駐」している。

2 京葉地域裁判所支部設置運動の経緯

昭和38年：裁判所支部検察庁支部設置期成会結成

昭和41年：家裁出張所開設

平成8年以降：市川調停協会第3回請願，以後増築3回】

平成23年 1月 京葉支部支部サミット結団式

11月 首都圏弁護士会支部サミットin船橋開催。

11月 市川市議会で「京葉地域での支部問題」一般質問。

平成24年 6月 同議会で一般質問。

平成24年12月 船橋市議会

「地裁支部設置及び千葉家庭裁判所市川出張所の支部昇格に関する意見書」

（以後、京葉支部と3市議会議員で継続的に交流会・連携強化）

平成26年 6月 三市各議会で「裁判所支部設置」の意見書採択。

7月 千葉家庭裁判所市川出張所・裁判官2名常駐実現

（但し、後記の平成27年6月に市川市からの照会で判明）

- 9月 最高裁：市川簡裁増築予算要求
- 10月 支部設置協議会準備会発足の協議（市川市が事務局）
- 11月 市川市超党派の議員連盟が発足
- 平成27年 2月 千葉地家裁経理課長から増築の説明（床面積1.5倍）
- 3月（5月，6月）弁護士会から増築に関する要望書提出
- 5月 衆議院法務委員会で最高裁に「支部問題」質疑・応答
- 6月 市川市議会で「京葉地域での裁判所支部化運動」一般質問
- 9月 裁判所の敷地調査実施。
- 11月 地家裁事務局長から要望書の回答
- 12月 工事着工予定（平成29年3月末竣工予定）。
- しかし，平成28年3月まで4回入札流れる。
- 平成28年 6月下旬～10月中旬：本会館改修工事（レイアウト・導線変更）
- 10月下旬～12月上旬：別館解体
- 12月上旬～平成29年11月上旬：新別館増築
- 平成29年11月上旬～平成30年3月末：本館改修工事完了

3 市川簡易裁判所・千葉家庭裁判所市川主張所の増築について

(1) 全体について

執務面積は，従前の1.5倍となる。調停室は20室から26室に増えた。

(2) 弁護士会からの要望とそれに対する回答

- ①エレベーターの設置－設置する。
- ②弁護士控え室－従前どおり設ける。
- ③コピー機の設置場所－従前どおり，書記官室内とする。
- ④申立人待合室と相手方待合室の距離を離す－各室を離した。別トイレ設置
- ⑤申立人控室と相手方控室の面積を広げること－広げる。

申立人待合室：現状15㎡×29㎡・相手方控室：現状16㎡×27㎡

- ⑥ 法廷の増室－変更なし。但し、審判廷は本館に1室であったが、新別館に1室新設する。
- ⑦ 法廷内の傍聴席の増設－変更なし。但し、待合室・調停室の利用など運用で工夫する。
- ⑧ 駐車場の増設－変更なし。スペースを確保できない。但し、市川市条例はクリアーしている。
- ⑨ 印紙・切手等を販売する売店の設置、喫煙室の設置－スペースを確保できず設置できない。
- ⑩ 接見室の新設－整備する。
- ⑪ 被疑者・被告人専用通路（導線について）－スペースを確保できず。
- ⑫ 裁判官の増員－最高裁で検討する。→実現せず。

4 「課題」と今後の予定

三自治体の市議会との連携で「増築」の成果を挙げたが、増築止まりの危惧がある。

増築しても、施設の的にも人的にもまだまだ不十分であり、現状地での増築では根本的な問題解消できない。

今後は①増築まで、②増築後、の各事件処理について現状把握に務め、具体的な問題点を洗い出す活動に重点を置きたい。

当支部では、「自治体から裁判所支部用地を提供できないか」も視野に入れている。5年後の地家裁の支部設置を目指す。

そのためにも、従前以上の自治体との地道、かつ、密な連携が必要であり、京葉支部の社会的認知のための地道な各活動と共に地道な活動を行う必要がある。

以 上

千葉家裁市川出張所 職員数推移

(2023年5月28日、浜崎大輔(山口県弁護士会)作成)

- ・「裁判所法務省検察庁 職員録」(法曹会)の記載による。
- ・各年8月1日現在の情報である。
- ・他庁(市川簡裁や他の家裁)との填補・兼務者の記載方法には、年度により差がある可能性がある(実際には市川出張所の業務をしていても、市川出張所のところに名前の記載がないなど)。

市川出張所	平成11	平成21	平成26	平成29	平成30	令和元	令和3	令和4
裁判官								3※
主任調査官					2	2	2	3
調査官					4	4	4	4
主任書記官	1	2	3	4	4	4	5	5
書記官	5	8	13	11	11	13	12	12
上席事務官		1	1	1	1	1	1	1
専門職							1	
主任				1	5	5	3	1
事務官	4	2	4	4			1	2

※令和4年の裁判官3名(いずれも判事)は、千葉家裁本庁にも名前がある。